

国保だより

住民課 ☎ 55-3112 (国保担当)

国保運営協議会委員を委嘱

国民健康保険運営協議会委員の委嘱状交付式が2月26日、役場で行われ、澤村和明村長から委員一人ひとりに委嘱状が手渡されました。

運営協議会では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、村長の諮問に対して審議し、その結果を意見として答申することが主な役割です。

交付式終了後に行われた運営協議会で、会長に鈴木榮さん、会長代理に生田目やい子さんが選任されました。

任期は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までです。

委員は次のとおりです。(敬称略)



会長
鈴木 榮
(上蓬田)
公益代表



会長代理
生田目やい子
(小松原)
公益代表



委員
村上 健一
(上北方)
被保険者代表



委員
佐藤 裕子
(下北方)
被保険者代表



委員
中井 重彰
(中井歯科医院)
保険医代表



委員
國見 一人
(ひらた中央病院)
保険医代表

国民健康保険の加入・脱退の届出は14日以内に！

	届出の内容	必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	他の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	こどもが生まれたとき	母子健康手帳
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場で加入した保険証 (加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、保護開始決定通知書
	生活保護を受けることになったとき	保険証、死亡証明書
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、在留カード
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、学生証または在学証明書
	就学のため住所を変更するとき	
	保険証をなくしたとき	

・印鑑
・本人確認のできる書類
(運転免許証など)
・個人番号カード
(通知カード)

※上記はすべての手続きで必要になります。

加入脱退の届出が遅れると…

加入の手続きが遅れると遅れた分の国保税を遡って納めることになります。

また、脱退の届出が遅れると新たに加入した健康保険の保険料と国保税を二重に納めることになりますので異動があった場合には速やかに届出をしてください。



「学生納付特例」制度

学生のための保険料を、社会人になってから納める制度です。

- ◎学校教育法に規定されている大学・大学院・短期大学・高等学校・専門学校などの各種学校に1年以上在学している20歳以上の学生が対象です。
- ◎アルバイトなどで得た前年の所得などの審査があります。
- ◎世帯主・配偶者の所得は関係せず、自分の所得のみが審査の対象です。
- ◎次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。
- ◎《所得のめやす 118万円 + (扶養している親族の数 × 38万円)》

| 手続をすると将来の年金は——

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	年金の受取資格	年金額	年金の受取資格
学生納付特例	○	×	○
保険料未納	×	×	×

申請について

◎申請場所

役場、全国の年金事務所など ※学校によっては学生課などで受け付けている場合があります。

◎必要なもの

- ・申請書（各受付窓口にあります。もしくは日本年金機構HPよりダウンロード）
※学校によっては設置していない場合があります。
- ・在学証明書もしくは学生証の写し ・基礎年金番号がわかる書類（年金手帳）

28年度に学生納付特例制度の承認を受け、保険料の納付猶予を受けている方で、29年度も引き続き在学予定の方に対して、日本年金機構から基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の申請書が送付されます。

昨年度と同一の学校に在学されている方は、送付されたハガキを返送いただくことにより、29年度の申請ができます。（この場合は、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です。）

将来に受け取る年金額を増やすために 保険料の「追納」ができます。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料をさかのぼって納める「追納」ができます。

※ただし、3年度以上さかのぼって保険料を納める場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。

※お申し込みは、年金事務所でお手続きください。

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残った時に、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、障害年金を受け取れない可能性があります。

学生納付特例制度についての詳しいご相談は、役場や、お近くの年金事務所にご連絡ください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434